

土木設計委託等設計変更ガイドライン

平成29年4月
東京都水道局

目 次

はじめに	P 1
1. 土木設計委託等の適正な履行	P 1
2. 委託者・受託者の留意事項	P 1
1. 設計変更	P 3
1-1 設計変更等の対象事項	P 3
1-2 土木設計委託等の変更となり得るケース	P 3
1-3 土木設計委託等の変更の対象とならないケース	P 5
1-4 設計変更の手続（契約約款第13条第1項関係）	P 6
1-5 設計変更の手続（契約約款第14条関係）	P 7
1-6 業務変更通知書	P 8
2. 設計変更の対象となる具体的な事例	P 9
2-1 設計図書を構成する図面、標準仕様書、特記仕様書及び仕様書に おいて契約図書として定めるその他の資料とが一致しない	P 9
2-2 設計図書に誤り又は脱漏がある	P 9
2-3 設計図書の表示が明確でない	P 10
2-4 設計図書に示された履行条件と実際とが相違する	P 10
2-5 予期することのできない特別な状態が生じた	P 11
2-6 委託者が必要があると認めるときの設計図書等の変更	P 11
2-7 受注者の責によらない事由による業務に一時中止	P 12
2-8 受注者の請求による履行期間の延長の場合の手続	P 14

はじめに

1. 土木設計委託等[※]の適正な履行

土木設計委託等では、委託者が示した業務の目的や履行に必要な条件を基に、受託者が技術力を駆使して高品質な成果品を作成する。

このため、委託者はこれらの条件等をあらかじめ適切に明示する必要がある、受託者においても、その内容を確実に理解したうえで、業務を適正に履行することが求められる。

しかし、これらの条件等は、発注後の状況の変化などによって変更せざるを得ない場合若しくは変更した方がより技術的又は経済的に優れ、かつ合理的に履行できる場合もある。そのような場合は、委託者と受託者が協議し、必要に応じて設計変更するなど、双方の合意と共通認識のもとで、業務が履行されることが重要である。

※「土木設計委託等」とは、「測量業務委託」、「地質調査委託」、「土木設計委託」（施工管理を除く）をいう。

2. 委託者・受託者の留意事項

- 委託者は、年度当初の早期発注や債務負担行為の活用等により、適正な履行期間を確保しつつ、発注・業務時期等の平準化を図る。
- 委託者は、業務の履行に必要な条件を明示した設計図書（別冊の図面、仕様書（特記仕様書及び標準仕様書をいう。）以下同じ。）を適切に作成する。業務の履行に必要な条件とは、基本的な計画条件、具体的な業務内容と数量、関係機関との調整状況、貸与資料のリストとその取扱い等（必要に応じて維持管理に係る条件）をいう。
- 特に、関係機関の許可条件が発注前の想定と異なる場合や関連する他の業務に遅延が生じた場合など、当初契約時の想定と異なる事態が発生した場合に設計図書の変更が円滑に行えるよう、その前提条件を明示しておく必要がある。
- 受託者は、業務の履行に必要な設計条件等について確認を行い、委託者はこれに協力する（プロポーザル方式を除く。）。
- プロポーザル方式により、受託者の技術提案が設計図書に反映された場合、委託者と受託者はその内容を確認する。
- 委託者と受託者は、業務工程を共有し、履行期間に影響を及ぼす事由が発生した場合は、契約約款に基づき適正な手続を行う。
- 受託者が現地踏査等で前提条件が異なるなどの事実を発見し、確認を請求した場合、委託者は調査を実施し、必要に応じて設計図書の変更を行う。

- 委託者は、指示等で業務内容の変更などが決定し、業務が進められているにも関わらず、変更見込金額が著しく増大になることを理由に設計変更を行わないといったことがあってはならない。
- 受託者は、業務中に疑義が生じた場合や異なる事態が生じた場合は速やかに委託者と「協議」するなど、適切な対応を図る。

1. 設計変更

1-1 設計変更等の対象事項

契約約款において、条件変更等に関する事項は第13条（条件変更等）第1項に、設計図書等の変更を委託者が必要と認めるときの事項は第14条（設計図書等の変更）に、また、受託者の責によらない事由による業務の一時中止についての事項は第15条（業務の中止）第1項に規定している。

契約約款第13条（条件変更等）第1項（抜粋）

- 受託者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに委託者に通知し、その確認を請求しなければならない。

契約約款第14条（設計図書等の変更）（抜粋）

- 委託者は、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下「設計図書等」という。）の変更内容を受託者に通知して、設計図書等を変更することができる。

契約約款第15条（業務の中止）第1項（抜粋）

- ～受託者の責めに帰すことができないものにより作業現場の状態が変動したため、受託者が業務を行うことができないと認められるとき、又は第13条第1項の事実についての確認が委託者と受託者との間で一致しない場合において受託者が業務を行うことができないと認められるときは、委託者は、業務の中止について直ちに受託者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

1-2 土木設計委託等の変更となり得るケース

- 下記のような場合においては、設計図書の変更が可能である。
 1. 当初発注時点で予期しえなかった関係機関への手続の遅延など、受託者の責に帰さない事項が確認された場合
 2. 当初発注時点で想定している業務の着手時期に、受託者の責によらず、業務に着手できない場合
 3. 所定の手続（契約書第12条から第18条まで）を行い、委託者が設計図書の訂正又は変更が必要であると認めた場合
 4. 設計の基準となる、示方書、指針等が改訂になった場合（改訂に伴い、新たな検討項目の追加により費用増となる場合は、変更協議の対象）
 5. 受託者の責によらない履行期間の延長・短縮を行う際に、協議により必要があると認められる場合

➤ 契約約款において、設計変更となり得るケースは次のように規定している。

設計変更の対象事項	契約約款
1 業務の内容が設計図書又は委託者の指示若しくは委託者と受託者との協議の内容に適合しない場合において、当該不適合が委託者の指示によるときその他委託者の責めに帰すべき事由による場合	第 12 条
2 設計図書を構成する図面、標準仕様書、特記仕様書及び仕様書において契約図書として定めるその他の資料とが一致しない場合 (これらの優先順位が定められている場合を除く。)	第 13 条第 1 項第 1 号
3 設計図書に誤り又は脱漏がある場合	第 13 条第 1 項第 2 号
4 設計図書の表示が明確でない場合	第 13 条第 1 項第 3 号
5 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合	第 13 条第 1 項第 4 号
6 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合	第 13 条第 1 項第 5 号
7 受注者が行う「設計図書の点検」の範囲を超える作業を委託者（監督員）が指示した場合	第 13 条 第 14 条
8 委託者が必要と認め、設計図書等の変更内容を受託者に通知して設計変更する場合	第 14 条
9 第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は自然的若しくは人為的な事象であって、受託者の責めに帰すことができないものにより作業現場の状態が変動したため、受託者が業務を行うことができないと認められ、業務の全部又は一部を一時中止する場合	第 15 条
10 受託者が設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案し、委託者が提案を受けた場合	第 16 条
11 自己の責めに帰すことができない事由により、受託者が委託者に履行期間の延長を請求する場合	第 17 条
12 委託者が、特別の理由により履行期間を短縮する必要があると認めた場合	第 18 条

1-3 土木設計委託等の変更の対象とならないケース

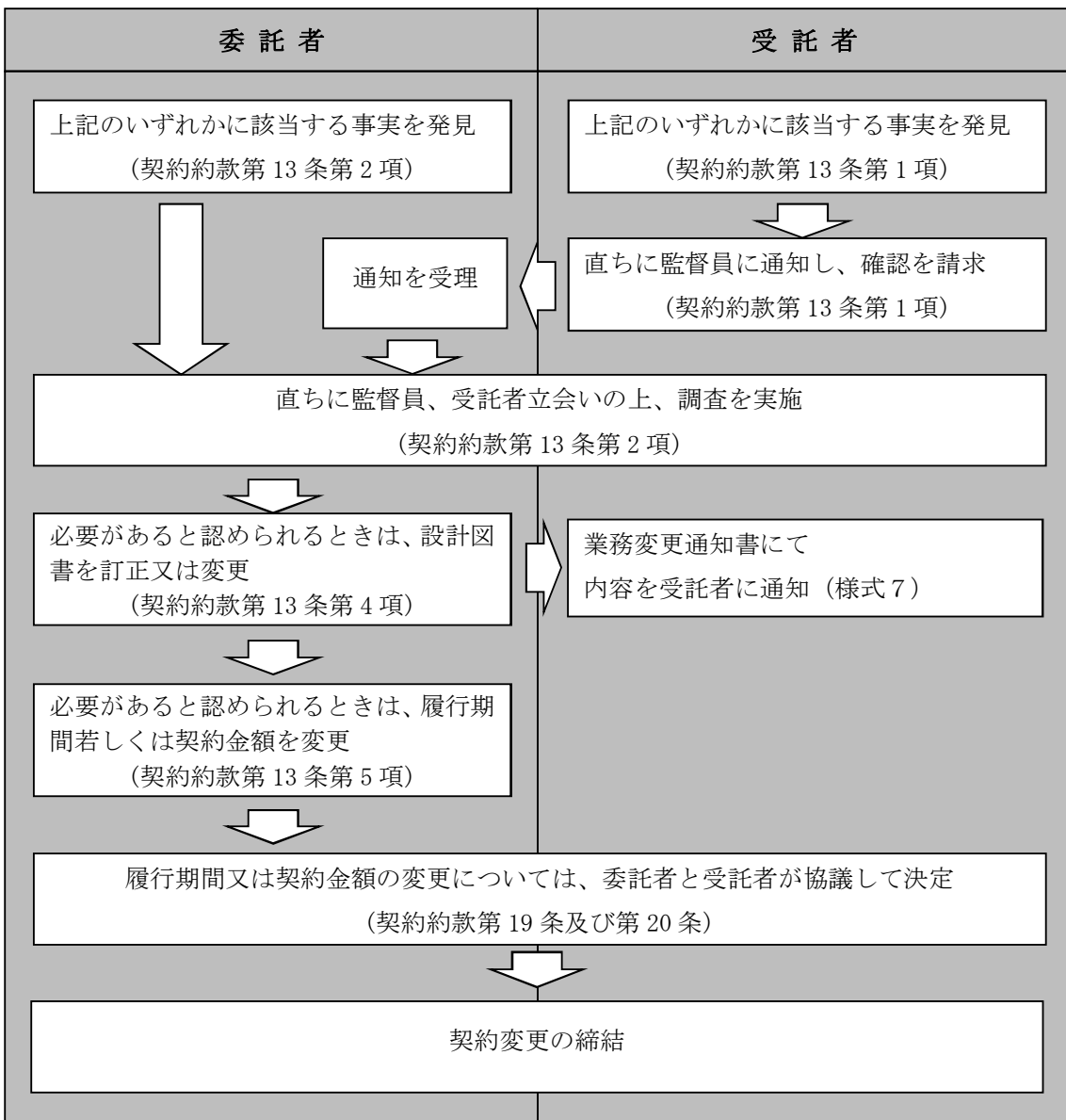
次の場合は、原則として設計変更ができない。ただし、契約約款第22条（臨機の措置）の場合はこの限りではない。

- (1) 契約約款第13条から第20条までに定められた手続及び標準仕様書に定められている所定の手続を経していない場合
- (2) 正式な書面による指示等によらないで業務を実施した場合（口頭のみ指示・協議等）
- (3) 設計図書に条件明示のない事項について、委託者と協議を行わず、受託者が独自の判断で業務を実施した場合
- (4) 委託者と受託者の協議が調わない時点で業務を実施した場合
- (5) 「承諾」で業務を実施した場合

※ 承諾とは、受託者自らの都合により業務実施方法等について監督員に同意を得るものである。設計図書と調査現場との相違や条件明示のない事項等については、契約約款第13条（条件変更等）で処理される必要があり、安易に承諾による業務の実施を認めることは避けるべきである。

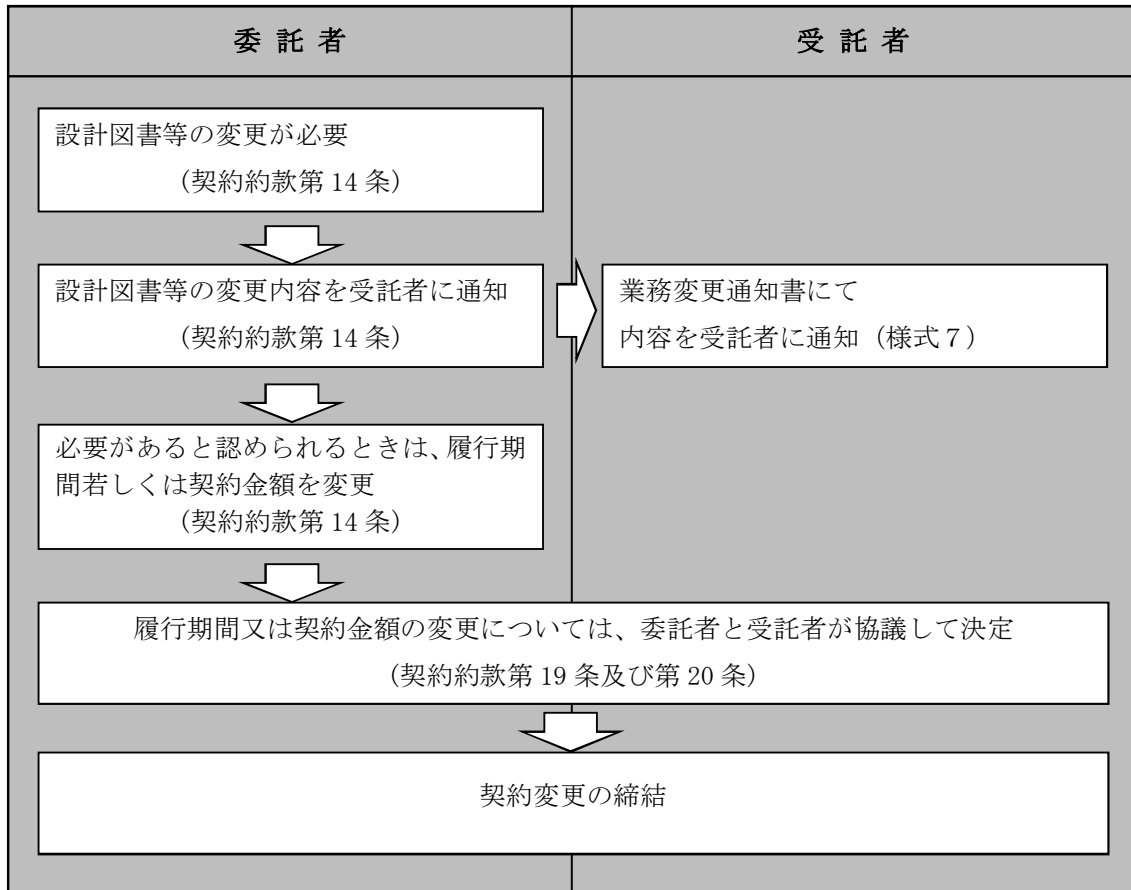
1-4 設計変更の手続（契約約款第 13 条第 1 項関係）

- 設計図書を構成する図面、標準仕様書、特記仕様書及び仕様書において契約図書として定めるその他の資料とが一致しない場合
（これらの優先順位が定められている場合を除く）
- 設計図書に誤り又は脱漏がある場合
- 設計図書の表示が明確でない場合
- 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合
- 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合



1-5 設計変更の手続（契約約款第 14 条関係）

- 委託者が必要と認め、設計図書等の変更内容を受託者に通知して設計変更する場合



1-6 業務変更通知書

様式7 A4判

業務変更通知書 (第 回)

平成 年 月 日

受 託 者 殿

東京都水道局長
〇 〇 〇 〇 印

下記の業務について、契約条項第〇〇条の規定に基づき業務の変更を通知します。
なお、履行期間及び契約金額の変更については、後日協議します。

記

- 1 件 名
- 2 委 託 番 号
- 3 契 約 番 号 水契 第 号
- 4 契 約 年 月 日 平成 年 月 日
- 5 履 行 期 間
- 6 変 更 項 目

受 書

上記の業務変更通知書(第 回)を受領しました。

平成 年 月 日

東京都水道局長
〇 〇 〇 〇 殿

受 託 者 印

2. 設計変更の対象となる具体的な事例

2-1 設計図書を構成する図面、標準仕様書、特記仕様書及び仕様書において契約図書として定めるその他の資料とが一致しない

契約約款第 13 条第 1 項第 1 号

○ 図面と仕様書とが一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

(説明)

- 受託者は、設計図書を構成する図面、標準仕様書、特記仕様書及び仕様書において契約図書として定めるその他の資料とが一致しない場合、委託者に発見事項を通知し、当該事実の確認を請求しなければならない。
- 委託者は通知された内容を確認し、必要に応じて設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

(事例)

- 図面と仕様書の設計条件等の記載が一致しない場合
- 仕様書と契約図書として定めるその他の資料で適用している基準が一致しない場合等

2-2 設計図書に誤り又は脱漏がある

契約約款第 13 条第 1 項第 2 号

○ 設計図書に誤り又は脱漏があること。

(説明)

- 受託者は、設計図書に誤り又は脱漏があると思われる場合、委託者に発見事項を通知し、当該事実の確認を請求しなければならない。
- 委託者は通知された内容を確認し、必要に応じて設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

(事例)

- コンクリートの表記で、東京都の略称表記とJIS表記が混在している場合
- 特記仕様書に業務の履行に必要な条件明示がない場合
- 業務の履行に必要な関係機関協議資料に関する条件明示がない場合等

2-3 設計図書の表示が明確でない

契約約款第 13 条第 1 項第 3 号

○ 設計図書の表示が明確でないこと。

(説明)

- 受託者は、設計図書の表示が明確でない場合、委託者に発見事項を通知し、当該事実の確認を請求しなければならない。
- 委託者は通知された内容を確認し、必要に応じて設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 設計図書の表示が明確でないこととは、表示が不十分、不正確、不明確で、業務の履行に支障が生じる場合などのことをいう。

(事例)

- 同時進行の調査結果を用いて検討することは明記されているが、調査結果の貸与期間が明記されていない場合
- 設計図書において、付属物を設計することは記載されているが、条件等が不明確な場合
- 業務の履行に必要な数値等が設計図に未記入な場合
- 関連する他の業務等との業務範囲が明確でない場合等

2-4 設計図書に示された履行条件と実際とが相違する

契約約款第 13 条第 1 項第 4 号

○ 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること

(説明)

- 受託者は、設計図書の自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合は、委託者に相違する事項を通知し、当該事実の確認を請求しなければならない。
- 委託者は通知された内容を確認し、必要に応じて設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 自然的な履行条件の例としては、設計する構造物の範囲の地形、地下水位等、また、人為的な履行条件の例としては、現地踏査を実施する場合の立入条件、適用基準等が挙げられる。

(事例)

- 現地の地形や地質条件が既往成果や委託者が想定していたものと異なっており、検討するべき項目が増えた場合
- 詳細な地質調査や構造計算の結果、構造物の形式そのものを変更する必要があった場合

- 地質調査中等に支持層まで到達・確認できず、掘削長を延長する場合
- 業務履行中に業務対象範囲が災害で被災し、契約時の業務内容による履行が困難となった場合
- 予定していた関係機関との行政手続時期を過ぎても手続が完了せず、土木設計業務等の続行ができなかった場合
- 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、当該業務の続行ができなかった。
- その他、新たな制約等が発生した場合等

2-5 予期することのできない特別な状態が生じた

契約約款第 13 条第 1 項第 5 号

- 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

(説明)

- 設計図書に履行条件として明示されていないが、業務の履行の前提となる事項について、契約後に予期することのできない特別な状態が生じた場合は、委託者に発生事項を通知し、当該事実の確認を請求しなければならない。
- 委託者は通知された内容を確認し、必要に応じて設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

(事例)

- 地質調査中等に地中障害物を発見し、調査箇所の変更等が必要となった場合
- 地質調査中等に埋蔵文化財を発見し、調査が必要となった場合
- 関係法令、基準等が変更となった場合等

2-6 委託者が必要があると認めるときの設計図書等の変更

契約約款第 14 条

- 委託者は、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下「設計図書等」という。）の変更内容を受託者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(説明)

- 委託者は、住民要望、周辺環境等の与条件を十分に検討した上で、業務を発注しているが、発注後の事情変化により、設計図書等を変更する必要があると認める場合、委託者は変更内容を受託者に通知して、設計図書等

を変更することができる。

(事 例)

- 周辺住民との協議により、変更する必要があると認める場合
- 関係官公署の行政指導により、変更する必要があると認める場合
- 関連工事との調整により、変更する必要があると認める場合
- 施設の維持管理又は利用方法が具体化したことにより、変更する必要があると認める場合等

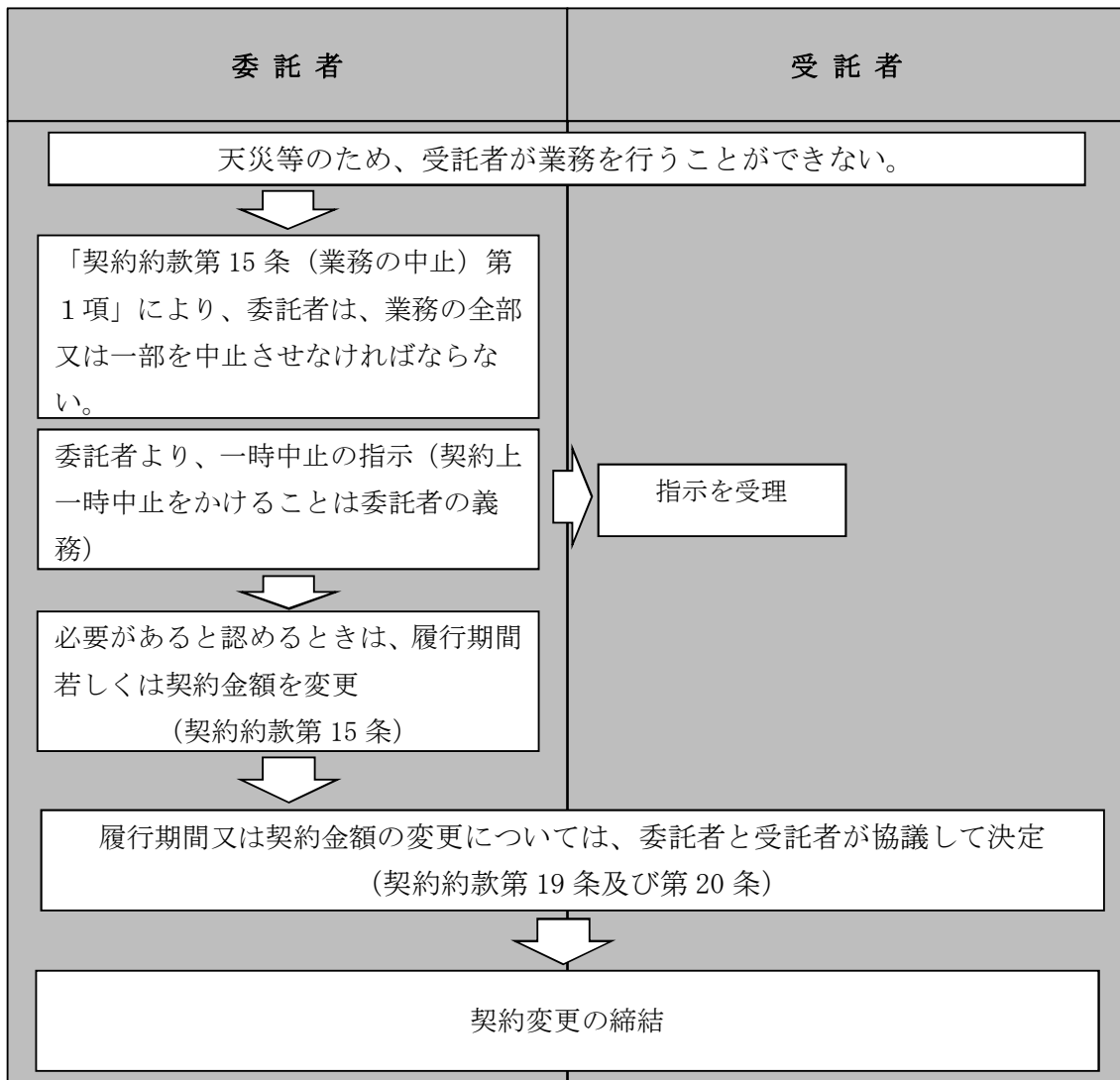
2-7 受託者の責によらない事由による業務の一時中止

契約約款第 15 条

- この契約において、測量調査その他の現場調査業務（以下「現場調査業務」という。）を実施する場合で、第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であって、受託者の責めに帰すことができないものにより作業現場の状態が変動したため、受託者が業務を行うことができないと認められるとき、又は第13条第1項の事実についての確認が委託者と受託者との間で一致しない場合において受託者が業務を行うことができないと認められるときは、委託者は、業務の中止について直ちに受託者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。
- 委託者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容について受託者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 委託者は、前2項の規定により業務を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受託者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(説 明)

- 受託者の責に帰さない事由により、業務を行うことができないと認められる場合、委託者は、業務の全部又は一部を中止させなければならない。
- 受託者の責に帰さない事由とは、第三者の所有する土地への立入りの承諾を得ることができない場合や天災等をいう。
- 委託者は、業務を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは、業務の一時中止に伴う増加費用等を負担しなければならない。



（事 例）

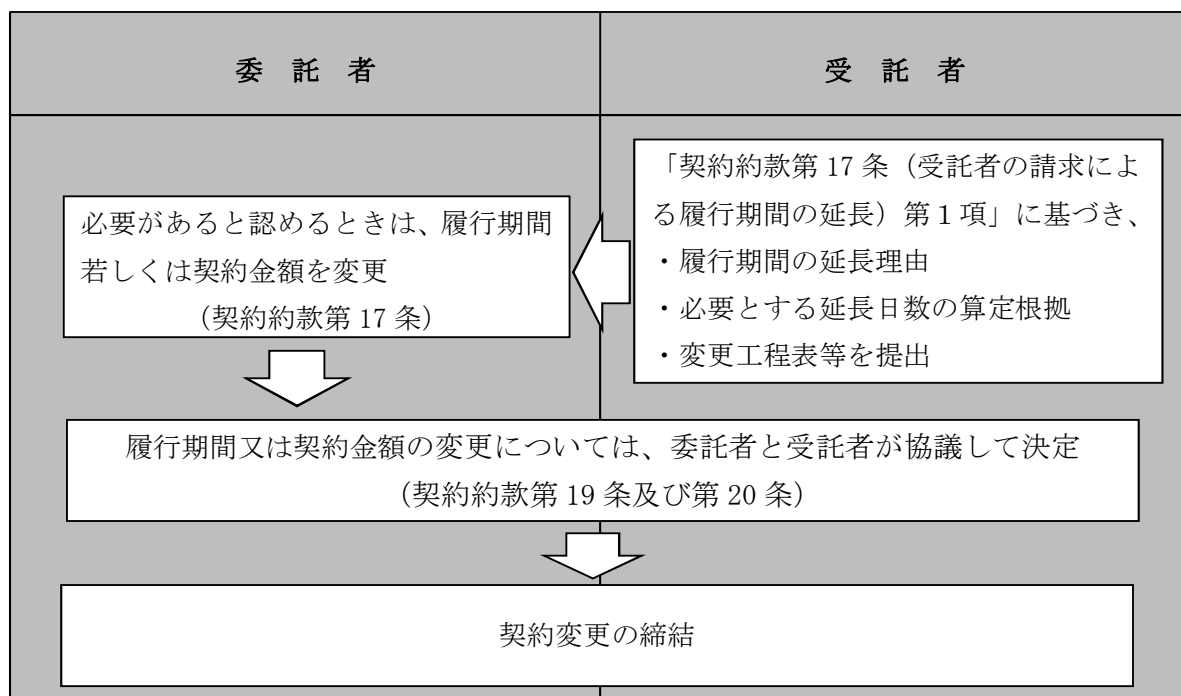
- 第三者の土地への立入り許可が得られなかった場合
- 環境問題等の発生により、土木設計業務等の続行が不適當又は不可能となった場合
- 天災等により、業務の続行が不適當又は不可能となった場合
- 委託者が、契約約款第 13 条 1 項に該当する事実を確認し、設計図書の修正若しくは変更を行う間、業務の続行が不適當又は不可能となった場合等

2-8 受託者の請求による契約期間の延長の場合の手続

<p>契約約款第 17 条</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 受託者は、自己の責めに帰すことができない事由により、履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示して、委託者に履行期間の延長を請求することができる。 ○ 委託者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。この場合において、委託者は、その履行期間の延長が委託者の責めに帰すべき事由によるときは、契約金額について必要と認められる変更を行い、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(説明)

- 受託者の責めに帰すことができない事由により、履行期間内に業務を完了することができない場合、受託者は委託者に書面により履行期間の延長変更を請求することができる。
- 受託者の責に帰さない事由とは、第三者の所有する土地への立入りの承諾を得ることができない場合や天災等をいう。
- 委託者は、履行期間を延長させた場合において、必要があると認められるときは、履行期間の延長に伴う増加費用等を負担しなければならない。



(事例)

- 第三者の土地への立入り許可が得られなかった場合
- 天災等により業務の履行に支障が生じた。